b　都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき　当該都道府県の知事

②　(ｲ)は、①の通知を受けた都道府県知事について準用することとした。（第七条第五項関係）

(ﾊ)　公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、(ｲ)又は(ﾛ)②の調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第七条第六項関係）

ロ　内閣総理大臣による調査

内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第八条関係）

(6)　請求に係る審査

イ　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が2(二)(2)イに該当するものを受けた者であることを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第一項関係）

ロ　イのほか、内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が2(二)(3)イ又はロのいずれかの者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第二項関係）

ハ　イ及びロのほか、内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第三項関係）

ニ　審査会は、イからハまでにより審査を求められたときは、その審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならないこととした。（第九条第四項関係）

ホ　審査会は、ニの審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第九条第五項及び第六項関係）

ヘ　審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとすることとした。（第九条第七項関係）

ト　内閣総理大臣は、ニによる通知があった審査会の審査の結果に基づき、認定を行うものとすることとした。（第九条第八項関係）

(二)　優生手術等一時金の支給

(1)　優生手術等一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給することとした。（第一〇条関係）

(2)　優生手術等一時金の額

優生手術等一時金の額は、三二〇万円とすることとした。（第一一条関係）

(3)　優生手術等一時金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給することとした。（第一二条第一項関係）

ロ　イの優生手術等一時金の支給の請求について、(一)(3)イ及びロを準用することとした。（第一二条第二項関係）

(4)　支払未済の優生手術等一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が(3)イの優生手術等一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第一三条第一項関係）

(5)　補償金に関する規定の準用

(3)イの優生手術等一時金の支給の請求について、(一)(4)から(6)までを準用することとした。（第一四条関係）

(三)

(1)　人工妊娠中絶一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給することとした。（第一五条関係）

(2)　人工妊娠中絶一時金の額

人工妊娠中絶一時金の額は、二〇〇万円とすることとした。（第一六条関係）

(3)　人工妊娠中絶一時金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給することとした。（第一七条第一項関係）

ロ　イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求について、(一)(3)ロ及びハを準用することとした。（第一七条第二項関係）

(4)　支払未済の人工妊娠中絶一時金

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が(3)イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第一八条第一項関係）

(5)　補償金に関する規定の準用

(3)イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求について、(一)(4)から(6)までを準用することとした。（第一九条関係）

(四)

(1)　支給の調整

既に支給を受けた補償金との調整

イ　重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。(1)において同じ。）に係る特定配偶者補償金（特定配偶者として受ける補償金をいう。ロにおいて同じ。）は、当該重複該当者に係る本人補償金（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として受ける補償金をいう。ロにおいて同じ。）が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しないこととした。（第二〇条第一項関係）

ロ　重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、(一)(2)イの額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給することとし、特定配偶者補償金として既に支給された額が(一)(2)イの額以上となるときは、支給しないこととした。（第二〇条第二項関係）